R2企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事

【建 第	€]			【設備】		
B-001	特記仕様書 1	B-011	建具表	E-001	設備図	
-002	特記仕様書 2	-012	伏図			
-003	特記仕様書 3	-013	仮設計画図			
-004	附近見取図、撤去配置図、屋根伏図					
-005	撤去後配置図					
-006	公舎共通図:仕上表、1・2 階平面図、立面図	S-001	構造図			
-007	倉庫:仕上表、1階平面図、立面図、公舎共通図・倉庫:天井伏図					
-008	断面図					
-009	展開図 1					
- 0 1 0	展開図 2					

(有) 開建築設計事務所

所 長	次 長	課長	課長補佐	係 長	課員	担 当
ı						
1						

I.	I	事概要	
	1.	工事名称	R2企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事
	2.	工事場所	那質郡那賀町吉野
	3.	工事概要	A. 建物取り壊し B. 外構取り壊し C. 整地工事
			構造規模: (延床面積114.8㎡,RC造,2階建て)×2棟、(延床面積6㎡, CB造, 平屋建て)×2棟 (延床面積12㎡, CB造, 平屋建て)×1棟 工事範囲:建築、電気、管
	4.	工 期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 ※完成年月日=発注者側の工期の完成日 竣工年月日=施工者側の完成日

II. 解体工事仕様書

1章 解体一般共通事項 項 目	特 記 事 項
1. 適用基準等	○受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない、なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。
	 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 国土交通省大臣官房営繕部監修建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)(以下「解体共通仕様書」という。)
2. 施工条件	◎施工条件は次による. (右の留意事項に該当する場合に記入)
	⑥本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。 ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
	◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出 ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業。 あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着 することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより軽い場合は、監督員と協議するものと する。なお、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより軽い場合は、監督員と協議するものと する。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、 現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものと する。
	◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
	②交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に20日間配置すること。 - 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員配置が(養務付けられている) - 義務付けられていない) 警備員は、延20人(昼20人、夜0人:うち検定合格警備員20人)を見込んでいる。 - 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 - 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 - 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
3. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、 監督員に提出すること。
	©上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
	◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。

項目	特記事項
4. 安全衛生管理	③工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
	⑤工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。
	©工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと.
	③工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気 汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理 推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。
	◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材 設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けて から工事着手すること。
	◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、 位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
	◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む.) 又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む.)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
	◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
	◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンブトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
	◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止 (警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない、なお、 当面は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努める ものとする。
	◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
	◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、 交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安 全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と 必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
	◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
5. 工事現場管理	◎工事現場には、営籍課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること、工事標識につては、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「10. 工事用資材一②県産木材の使用」を準用する。
	◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない、県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。
	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾
	を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
	©工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・ (無)) 備品等名称: 保管場所: 注意事項:
6. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、 又は企業局へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
	◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること、また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
	◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
	1

π A	★ 章 审 1百
項 目 7. 技能士の適用	特記事項
7. 技能工の適用	□ ◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を 指定するものとする。
	技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する
	資料を監督員に提出すること.
	技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品
	質の向上を図るための作業指導を行うこと、技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容
	を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。
	○印 · · · · 適用作業 工事種目 対能検定職種 技 能 検 定 作 業
	仮設とび・とび作業
8. 周辺家屋等の対応	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	今後の工事を実施すること
	■ ◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応する - ・
9. 実施工程表,施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合仮設計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、
	監督員に提出すること.
	○ L 記の放す込み者には、「純工無説無常のでは仕事に関すて事項」を説はてこし、
	◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
10. 記録	◎電子納品:対象
	O HP III de NT
	○提出書類 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	・竣工図(製本2部,電子データ2部)(A4・A3・A2・(原図版)) ・工事写真(写真帳1部((着手前)・工事中・(竣工)),電子データ 2部)
	- テッス 、チスス、「W 、 <u>M 」 DD</u> / エディ <u>Xエ</u> ノ/ 、 电 1 / / LPP/
	・使用材料一覧表 (1部, うち電子データ 1部)
	・保全に関する資料
	■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を
	CD-Rに保存する.
	○ T 市 写 方 は 1 / T
	□ ②工事写真はしゅん工, 着工前, 資材, 施工状況の順に整理する. しゅん工については、工事目的物の状態が、また, 資材, 施工状況等については、不可視部分の出来形が
	写真で的確に確認できること。
	○ 丁市空宮の根壁は、神弥十氏空宮空亡尚ば如野校「尚ば丁市空宮根壁・高橋」による。
	◎工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
	区分 サイズ 着工前 カラー、手札版又はサービスサイズ
	エ 事 中 カラー、手札版又はサービスサイズ
	竣 エ カラー、手札版又はサービスサイズ
	◎工事完成撮影は、専門家に(よる・(よらない))ものとする。
	○受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」
	に基づいて調査, 設計, 工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。) すること.
	1.7.79 % C.2.
11 . 工事用資材	◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、
	「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければな
	6tan.
	┃
	「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない.
	◎県産木材の使用 (1) 双 きまは、 エネロサビアスがたウケラス・サナ は 田土 7 場 へき がにっこう しょう は 田田 かま は田土 7
	(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合。原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限り
	でない。
	(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した
	木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
	① 総局米へ何能証制度により、米内座であることが「座地能証」された不材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
	© Commission of Monthly to district the MEDIC AND CALL
	(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木
	材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければなら
	ない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写し
	(4) 文法自は、保住不材を使用する前に、総局保不材認証候権から発行される「住地認証」証明者の争しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
	(5) 県内の森林から直接調達するなど,前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入
	した書類を監督員へ提出しなければならない。

- 徳島県企業局	●工事名 R2企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事	●図面番号 B-001	(有)開建築設計事務所 -級建築士第90951号 開 寛 - 總建東土 新90951号 開 寛
	●図面名	●縮尺	一 徳島市大松町榎原外48-2 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933
1	特記仕様書 1	Non	122 000 000 2700 7700 000 0002000

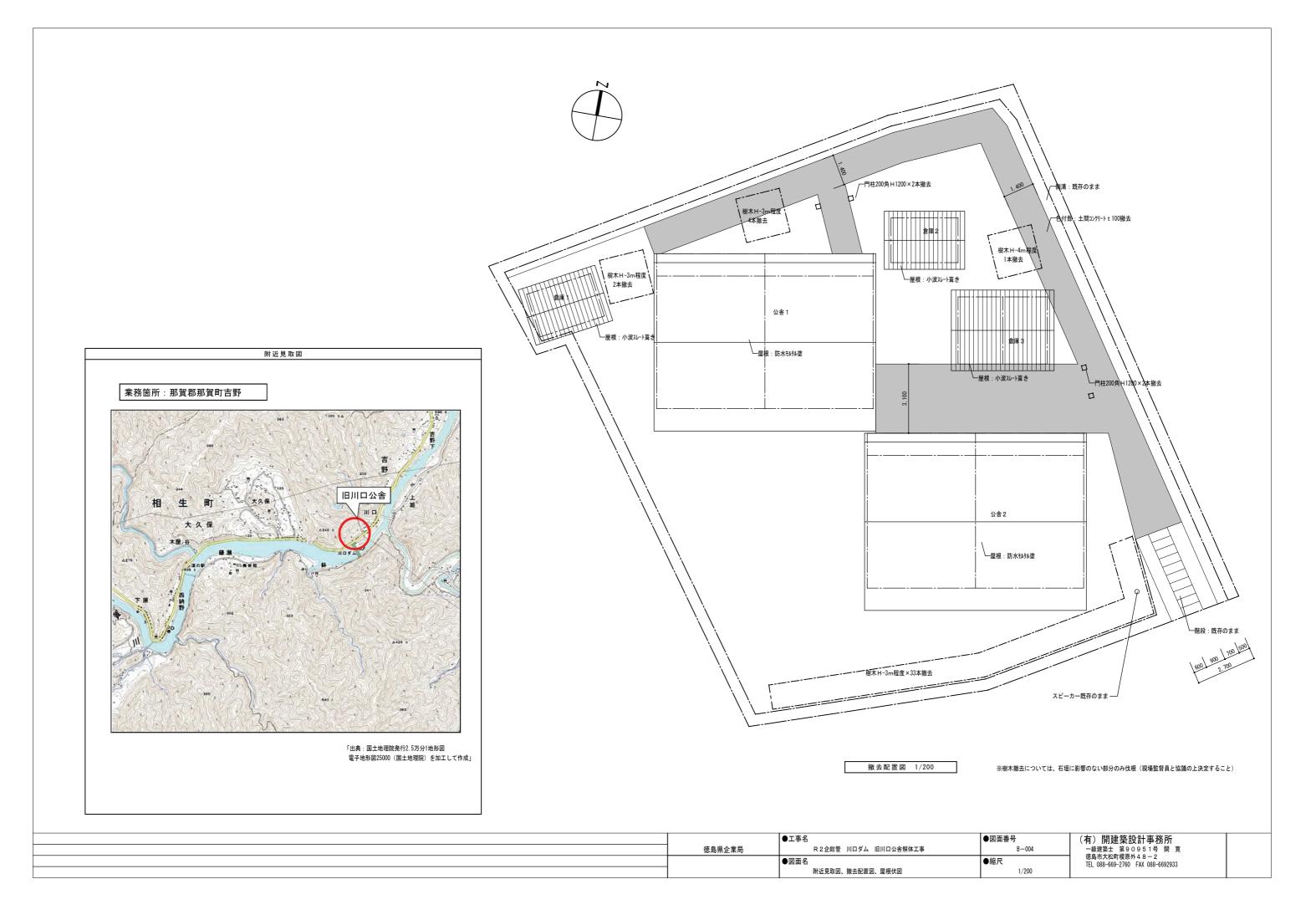
項目	特 記 事 項	2早 附体収設工争 項 目	1	特 記 事 項		3 早 解体施工 項 目	I	特 記 事 項	٦
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	付 品 申 頃 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維 板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む、)が行わ	リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リー・リ	②設計GLの設定は、施工に先立ち監督員(1. 一般事項	◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収:		1
	れたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者	2. 足場等	るものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の	いては、次の規格又は認定基準(以下「規格等	工場制度」による登録		により発生防止に努めること。	明すこと. 工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法 機送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の 条防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること.	
	等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。		め強度等を確認した書類を監督員に提	ともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に 出し、承諾を得ること。 安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立か			◎解体は全て分別解体により行い、次によ(1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床(2) 内装材を分別して集積したところ(料		
	◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない、ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。		60日未満を除く)の設置や移転、変更なうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に	を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督 報告すること.		2. 工事の範囲	(3) 積み込み状況(車のナンバープレート (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを	を写し込むこと) 写し込むこと)	
	(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内		届け出不要の場合は、その旨監督員に ⑥労働安全衛生法第88条に基づく届け出 指定の足場チェックリストを用いて点	の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使	使用開始前に営繕課	 工事の範囲 事前措置 	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地	常てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること. 下埋設物等の調査を行う. 調査期間は 1週間とする.	
	産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業シート」を活用して点検を行い、その	を行う場合は,墜落防止に留意し,作業日毎に 記録を保管すること.	こ「墜落防止チェック		切り回し時期については、監督員と協議の の解体前に大気汚染防止法に基づくアスペー し、有れば監督員の指示に従うこと・	上決定すること。 スト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査	
	員に提出しなければならない。 		・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下, ・足場を設置する場合は,原則として	「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.	2.2.4) の別紙1		◎解体前に照明器具及びトランス内進相= こと.	ンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従う	
	「無内産資材(次のいすれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原も料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内		行うこと.	て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方 (3)手すり先行専用足場方式により行うことが			◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正・ 確認書により監督員に説明すること。	とに関する法律に基づき,第一種特定製品の有無について,事前	
	産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。		◎内部足場(種類:脚立足場,仕様:・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下,			4. 構内舗装等	◎樹木等の伐採抜根及び移設		
	注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材,製品であること.			営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して	て点検を行い、その			該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること.	
	②県内産再生砕石の原則使用 受法者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 ・ 14 00 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		記録を保管すること. ②仮囲い(仕様:成形鋼板 , H= 3.0	m, L= 46.5 m)(図示)		5. 地下埋設物・埋設配管等	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事 線の有無を確認のうえ着手すること。	に含むものとする. なお, 電気, 給排水, ガス管, 空調配管, 配	
	法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。		◎ゲート(有)・無, 仕様:	単管バリケード)		6. 整地・埋戻し・盛土	 ◎埋戻しは、(購入土 ・ クラッシャラン とする.	・再生クラッシャラン・(現場発生土)・他工事の現場発生土)	
	◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない、なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等より、日本の日本のでは、日本の日本のでは、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		◎足場等の設置業者は、別契約の関係受				◎混入する石の最大径は 40mm程度とする.		
12. 設計変更箇所確認	を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。 ②工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに		の組立て、解体又は変更の作業におい	E場を除く.),張出し足場又は高さが5メート て,材料,器具,工具等を上げ,又はおろすと ない.また,作業主任者を選任し、その氏名,	ときは, つり綱, つり		◎埋め戻し高さは、GL±0 とする.		
	定期的に確認すること	3. 仮設物	◎監督員事務所は(設ける(面積 m² 和				◎整地範囲は図示による.		
	◎工事しゆん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること		◎監督員事務所の備品等は監督員の指示	を受けて設置すること.		7. 工事中の排水			
13. 工事検査及び技術検査	○設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、	4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による. (養	生方法:)		8. 墜落防止対策	◎ 2 階以上の腰壁のない開口部等から廃棄	物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。	,
	承諾を受けて次の工程に進むこと. ②試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、		◎既存部分の家具等の養生範囲は図示に、 (養生方法:	t a.			1	き、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、 えるよう考慮し、作業員に安全帯の着用を徹底させること。	
	監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	5. 工事用用水,電力等	◎既存電力利用(出来る・(出来ない))						
	©次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施する ものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。		◎既存用水利用(出来る (出来ない))◎電力引込負担金 円	用水料金(有償・無償)					
	当初請負対象額 一般入札工事 低入札工事 3千万円未満 — 1回 2回 2回		©上下水引込負担金 円						
	5千万円以上1億円未満 1回 2回 1億円以上 2回 3回		◎ガス引込負担金 円						
	(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。	6. 工事車両用駐車場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に · (用意し	<u>ていないので業者にて</u>)) 設けること.					
	◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。	况 場争	◎借地借家料 円						
	◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる.	7. 仮設トイレの洋式化	ただし、特段の理由がある場合はこの						
14. デジタル工事写真の小黒 板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、 デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。		標準とする。ただし、特段の理由があ	者が女性の場合, 設置する仮設トイレは, 「好 る場合は, この限りでない. 「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出し					
	◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について (県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。		〇洋式トイレとは、和式トイレの便座i		0.6174066.060				
			〇快適トイレとは、洋式トイレのうち、 女性が利用しやすい仮設トイレのこ	防臭対策・施錠の強化などが実施された。 と.					
			•		●工事名	: III # / I I I I I I I I I I I I I I I I	●図面番号	(有) 開建築設計事務所	
				徳島県企業局	●図面名	・ 川口ダム 旧川口公舎解体工事	B-002 ●縮尺	一級建築士 第90951号 開 寛 徳島市大松町榎原外48-2 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933	
					特記仕様書	2	Non		

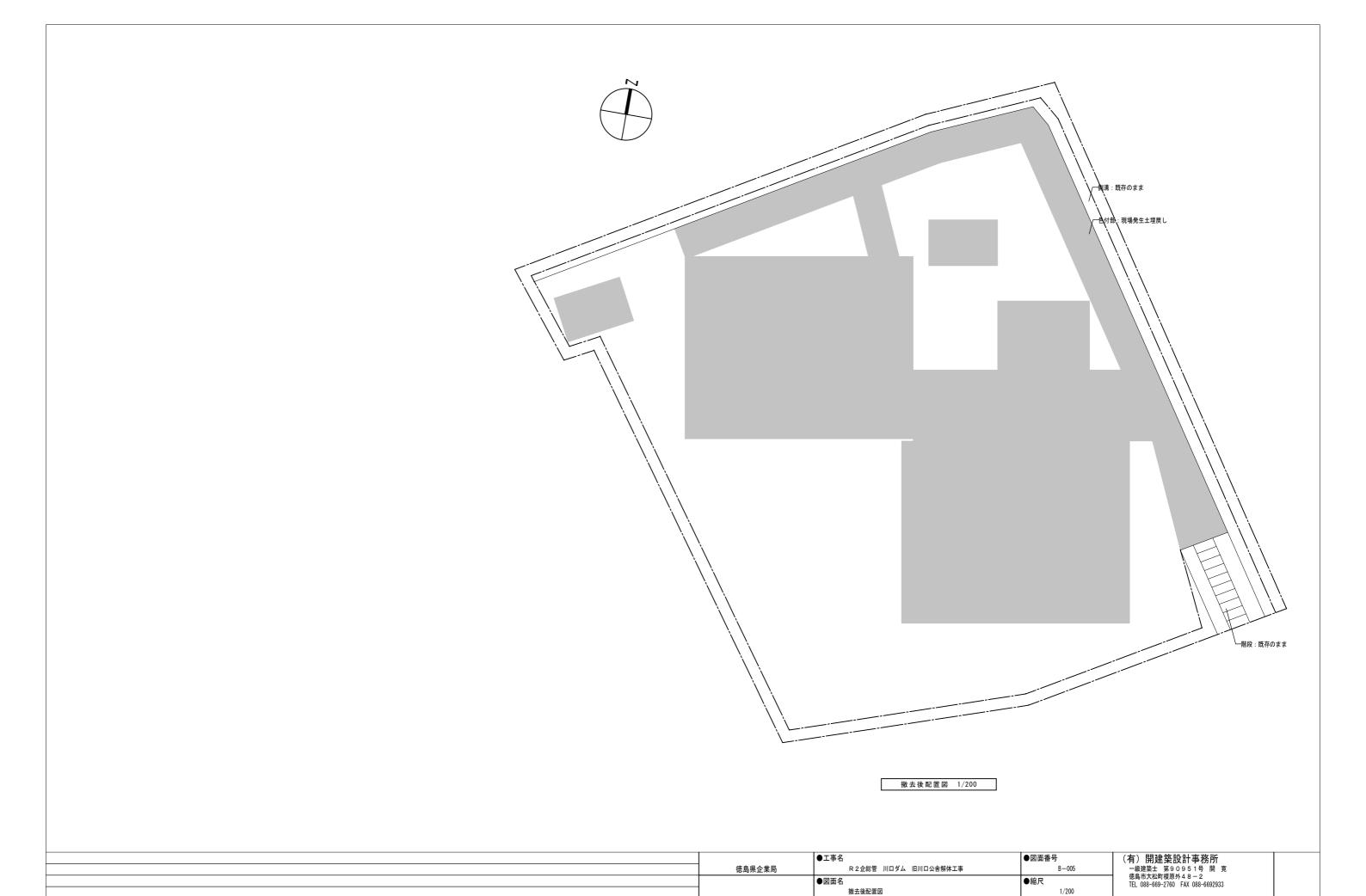
3章 解体施工

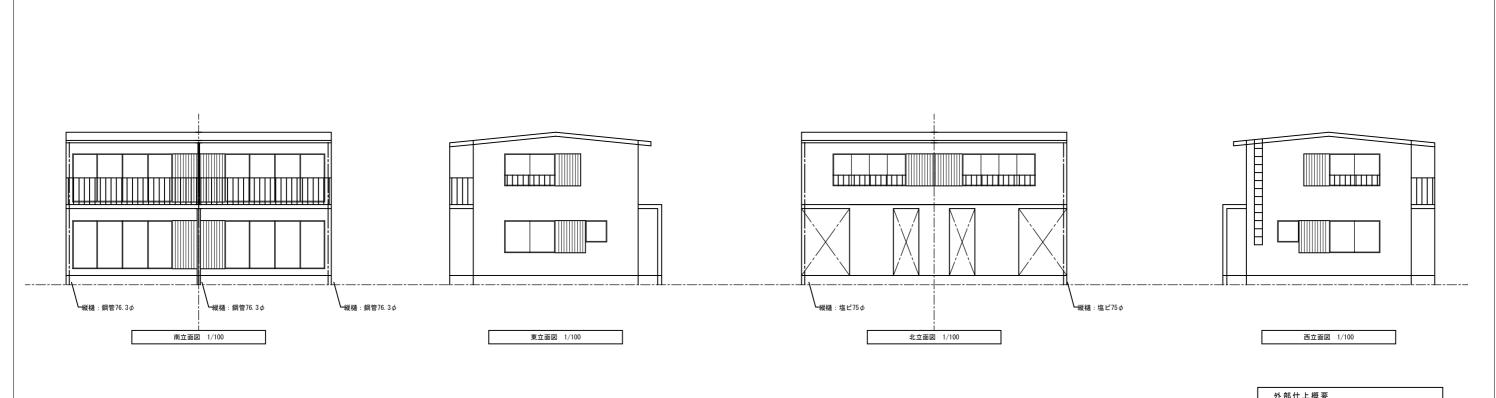
2章 解体仮設工事

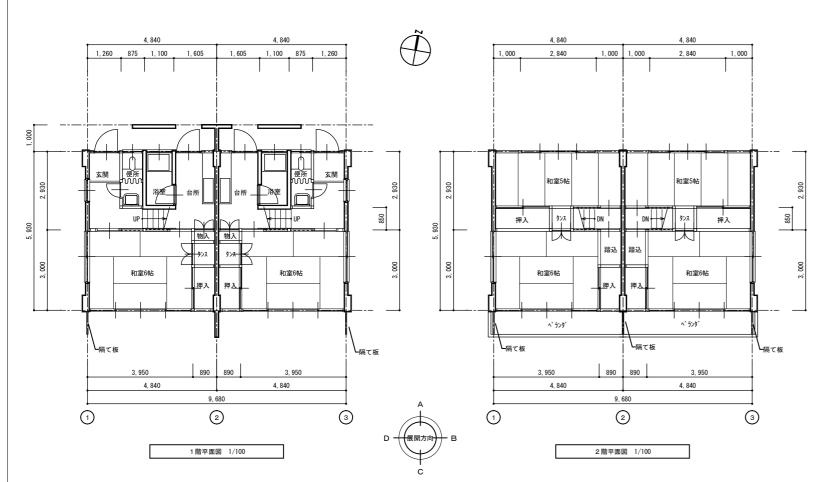
4章 建設廃棄物の処理						5章 特別管理産業廃棄物等の処	理等	# 25 ± 42		6章 アスベスト含有建材の	除去等	4 5 + 4
項 目 1. 一般事項	引き渡しを要 (2) 上記以外の発	生材のうち,文 する. 生材は,建設工	特 記 事 項 に行う。 化財保護法に基づく物及び有価材と判断さ 事に係る資材の再生資源化等に関する法律、 び清掃に関する法律、建設副産物適正処理:	資材の有効	な利用の促進に	項 目 1. 施工調査	②特別管理産業廃棄物(処理方法(②特殊な建設副産物(処理方法(特記事項))))		項 目 1. 適用基準		
	従い処理する においては, については, 以下同じ.)	こと. 受注者は, 廃棄物の処理及で 監督員(契約書に こ報告し指示を仰	エ事で発生する産業廃棄物を保管する場合 び清掃に関する法律第12条の規定を遵守する 記記である監督員をいい、標仕の規定による	, または自ら こと. 図書に 場合は監督職	運搬する場合等 表示のないもの		○特別管理産業物等の分析調査(有・: (()		2. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守する。◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を見や	
	産業廃棄物の種類	処分許可業者(会社名		運搬距離km	処分費	2. PCB含有シーリング材	◎ポリサルファイド系PCB含有シーリンク 建物名称	材については、撤去後建物所有者へ移管する。 該 当 箇 所	ΞŁ.		◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)によっただし、分析によるアスベスト含有の◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う・	周査は、JIS A 1481-1による.
	コンクリート (無筋)	県南ケリーン(有) (中間処分) 県南ケリーン(有)	阿南市津乃峰町西分178-1、179、180	24.9	800円/t 1.000円/t			が露出する程度まで極力除去すること.			・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の線 による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行う場合、アスベスト除去工法(雑状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」)仕様による.
	アスファルト	(中間処分)		24.9	800円/t			し、散逸しないよう注意しながらカッターナイ し、保管容器に収納し建物所有者に移管する.	(フ等により撤去する.		・測定機関は、徳島労働局に登録されて ・報告書を()部作成し監督員に提出	
	金属(処分)	(中間処分) (耕旭金属	阿南市津乃峰町西分178-1、179、180 徳島市東中洲1丁目12 徳島市東中洲1丁目12	50. 2	0円/t		◎休憩時及び作業終了時には必ず手洗い	を行うこと.また,作業後は周囲を清掃し,散	対逸物を回収すること.		◎施工計画(1) 工事着手前に施工計画書を監督員に(2) アスベスト除去工事に係る官公署他	
	ガラス	㈱フクブル		50.8	4,000円/t							月工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明
	生木・木材	/ 有徳島興産 ☆優良認定業者	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	47.0	10,000円/t					3. アスベスト含有吹付け材の	◎工法	
	廃プラ	(財)徳島県環境 整備公社(橋)	阿南市橋町小勝187番の地先	59.3	22,700円/t					除去及びアスベスト含有 保温材等の除去		の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法 審査証明取得工法とする.
	石膏ボード	有青藍 有荒木商店	阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地 徳島市渋野町楠木野旗9番地	22.9	23,000円/t						◎除去箇所一覧表「階数 」 室 名	箇所 建 材 種 別 面 積
	鉄骨・軽量鉄骨	☆優良認定業 椒旭金属	者 徳島市方上町鶴島23-1 徳島市東中洲1丁目12	40.8	-11,500円/t -110,000円/t							
	7スペスト含有成形板等	☆優良認定業績機明和クリーン	应两巾来十///1111111	128. 0	20,000円/m³						◎作業場の隔離等(1) 前室,洗浄室及び更衣室は(図示の付)	立置に設ける ・ 仮設建築物を設ける).
	場のるに ク策型乗 地 か を 1 を 1 を 2 を 3 を 3 を 4 を 3 を 4 を 4 を 5 を 5 を 4 を 5 を 5 を 5 を 5 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6	「価処とよ」リ囲設物出管 対う条に含む健計対の原皮法を利等。 いっこう はいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいいい リー はいいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいい リー はいいいいい リー はいいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいいい はいいいい リー はいいいい リー はいいい リー はいいい リー はいいいい リー はいいい はいいい)))) う の が の の の の の の の の の の の の の	奏者理 殷 殷確等 「」を解う」工で 200ファ、 は監 搬を 建サイ・まった が、うるもおに由 の 発認の と定関・現て 物・リルの 工員 先用 特ル設・ドラ東更を と 土る示 うるるお場B 係第トR 完提 いる いっぱい ボッサー おいかい はいかい こう はい	とことに、					4. アスペスト含有成形板の 除去 7章 設備関係の処理 項 目 1. 設備機器類	ガイドライン」(厚生労働省 平成 に、二段手すり及び幅木の機能を・ 仮囲い高さ: 中	記録は40年間の保存すること. か仮囲いの仕様は以下による. , D= om, シート種類: として、手すり先行型足場を採用し、「手すり先行工法に関する6年4月)によるものとし、手すり先行工法の方法を採用した足場でするものでなければならない. 建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない閉口部下記による. , D= om) なび外部建具の撤去にさきがけて行うこと. きわない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする. は、できる限り原形のまま除去すること. やの方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナ 石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、 力措置を講じること. 「歯所 建 材 種 別 面 積 スレート ペラジ 隔て板:ケイカル板 配子 がりず 隔で板:ケイカル板
								徳島県企業局	●工事名 R 2企総管 川口	ダム 旧川口公舎解体工事	●図面番号 B-003	(有) 開建築設計事務所 -級建築士 第90951号 開 寬
									●図面名		●縮尺	徳島市大松町榎原外 4 8 — 2 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933

特記仕様書3







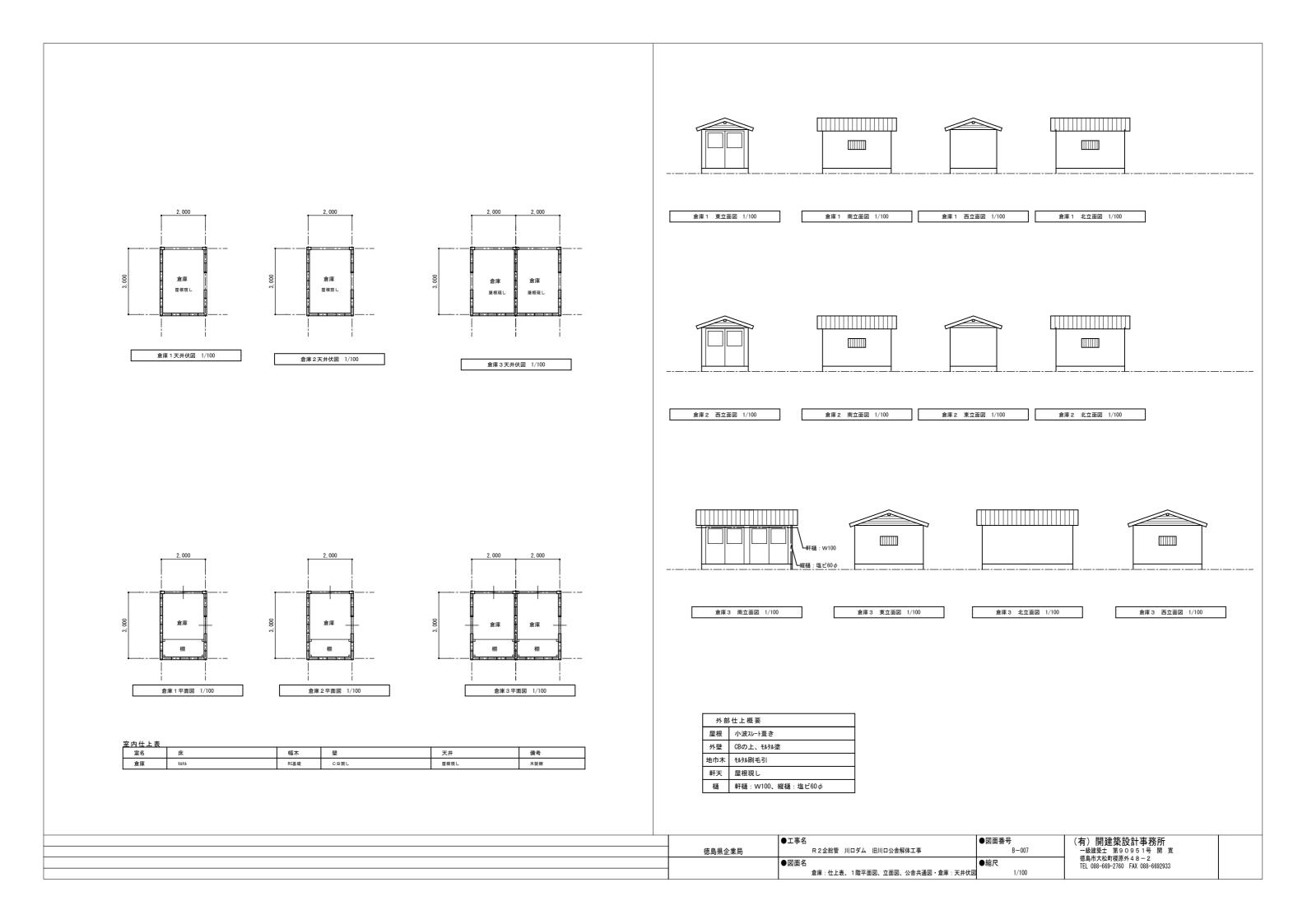


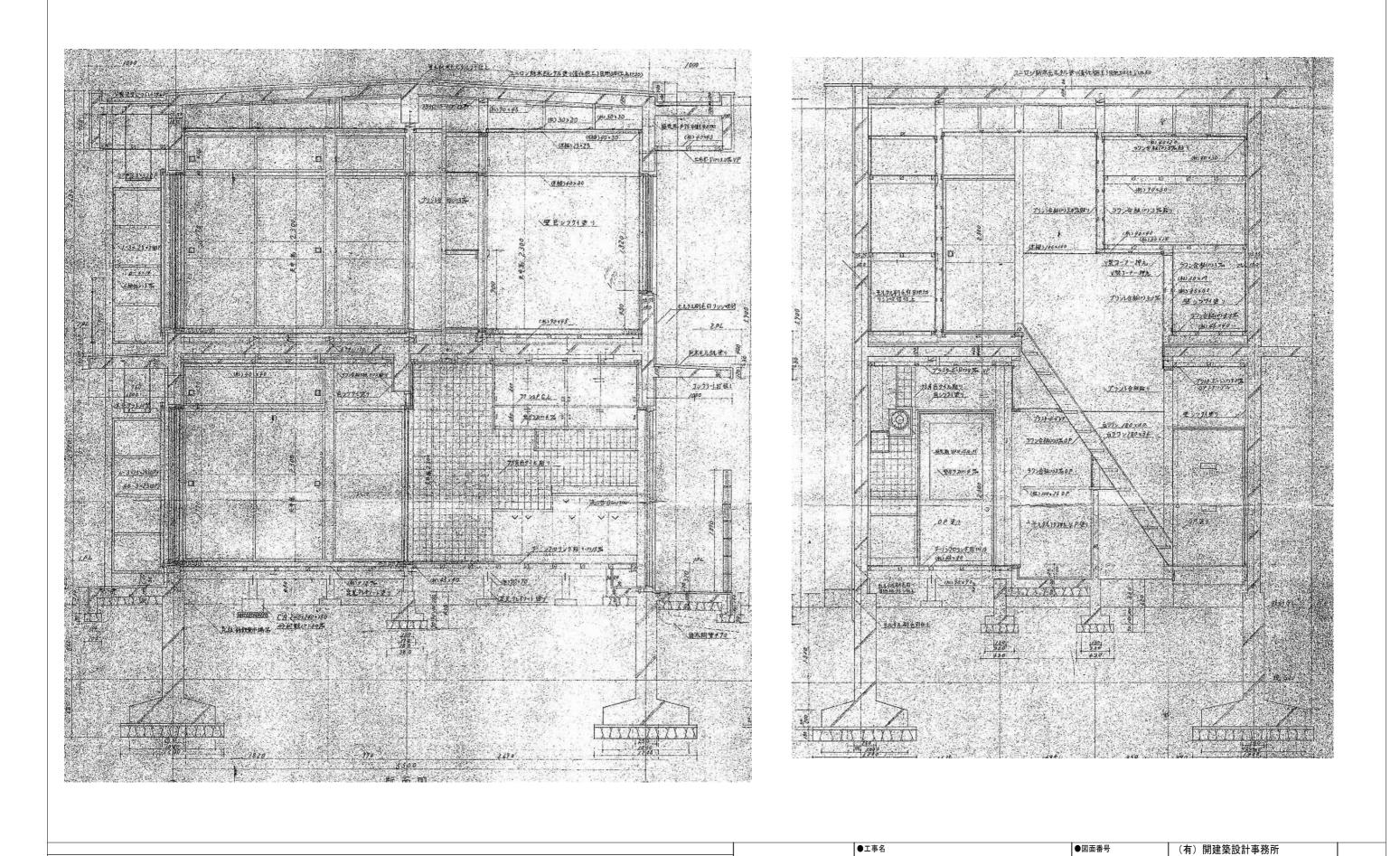
外部任上做安					
屋根	防水モルタル塗				
外壁	モルタル塗の上、アクリルリシン吹付				
地巾木	ŧルタル刷毛引				
軒天	ŧルタル塗				
樋	塩ビ75φ、鋼管76.3φ				
隔て板	大平板t-6 VP塗				
タラッフ°	19 φ				
手すり	19 φ				

室内仕	上表					
顕	室名	床	幅木	壁	天井	備考
	玄関	EI/JI/塗	モルケル塗	プリント合板t5 (一部モルタルt20) の上、AEP塗	PB t-9の上、AEP塗	下駄箱
	廊下	緑甲板t15		プリント合板t5 (一部モルクルt20) の上、AEP塗	PB t-9の上、AEP塗	階段 (ラワン t 30)
1	和室6帖	贵	畳寄	プリント合板t5 (一部モルウルt20) の上、AEP塗	PB t-9の上、AEP塗	-
'	便所	7993707t2		PB t12.5 (一部もMylt20) の上、AEP塗	PB t-9の上、AEP塗	-
	浴室	モザ、イクタイル贴		モルウルt20の上VP塗	パスリプ	浴槽
	台所	緑甲板t15		プリント合板t5 (一部モルタルt20) の上、A E P 塗	PB t-9の上、AEP塗	±17 7 >
٥	和室5帖	贵	畳寄	プリント合板t5 (一部モルウルt20) の上、AEP塗	PB t-9の上、AEP塗	-
2	和室6帖	豊	畳寄	プリント合板t5 (一部モルタルt20) の上、AEP塗	PB t-9の上、AEP塗	-
共通	押入・物入・タンス	線甲板t15	雑巾摺り	ラワンへ* ニヤ5. 5mm队占	ラワンへ* ニヤ5. 5mm見占	

※公舎1及び公舎2は同一形状の建物であるため、共通図として表記している。

徳島県企業局	●工事名 R2企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事	●図面番号 B-006	(有)開建築設計事務所 -級建築士 第90951号 開 寛
	●図面名 公舎共通図:仕上表、1・2階平面図、立面図	●縮尺 1/100	徳島市大松町榎原外 4 8 — 2 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933





徳島県企業局

●図面名

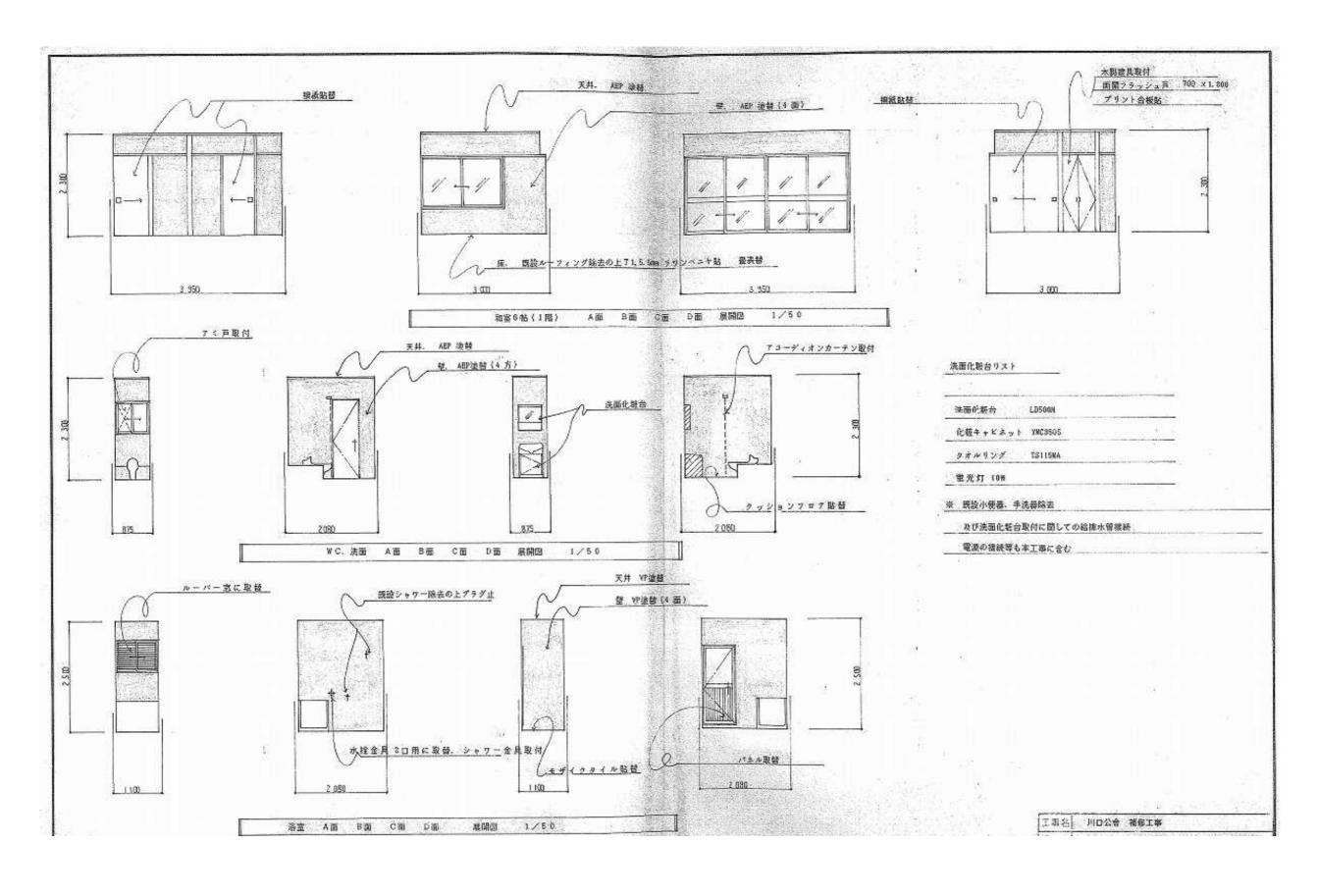
断面図

R 2 企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事

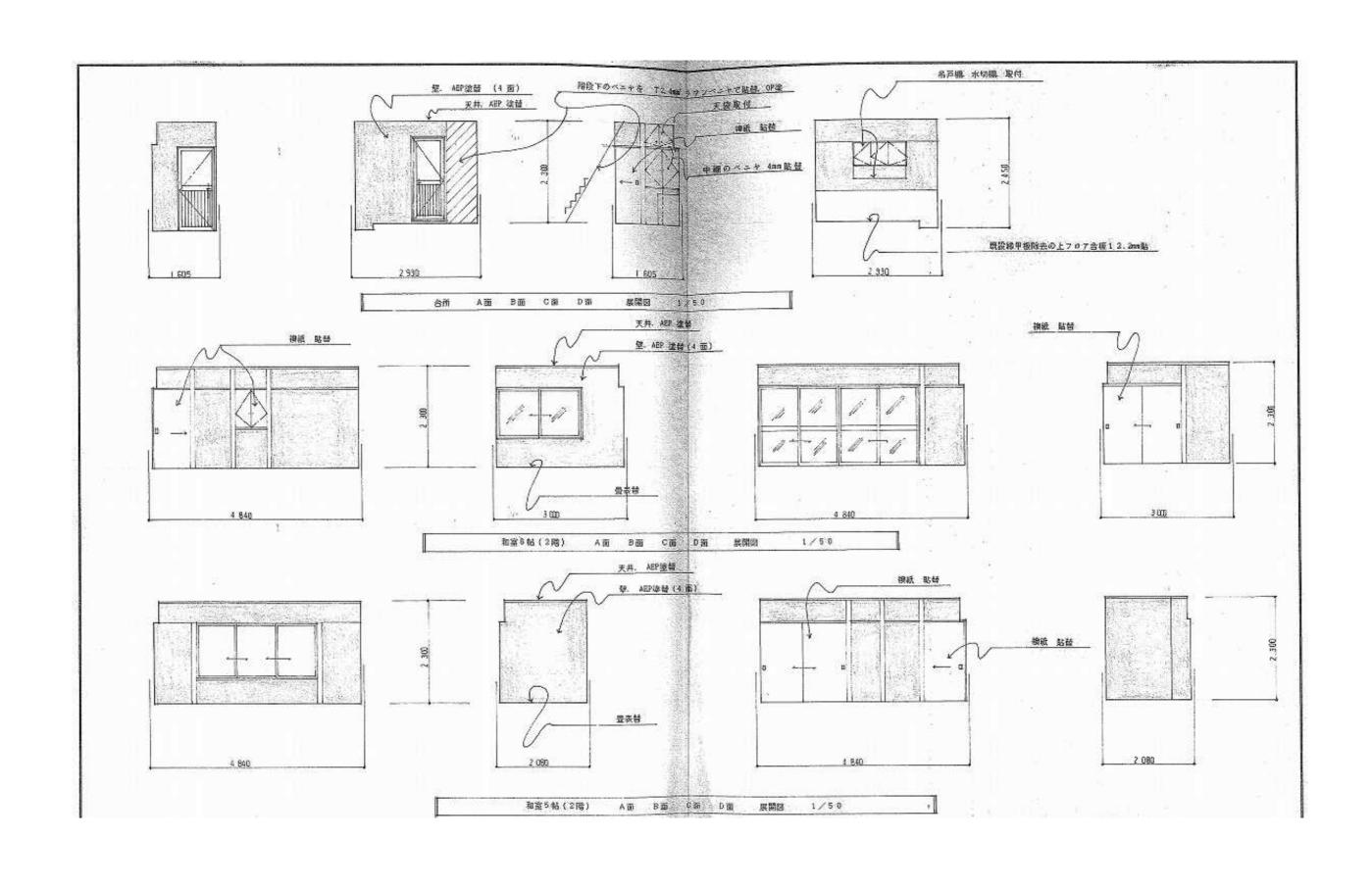
一級建築士 第90951号 開 寛 徳島市大松町榎原外48-2 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933

B-008

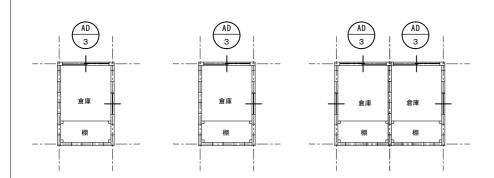
●縮尺

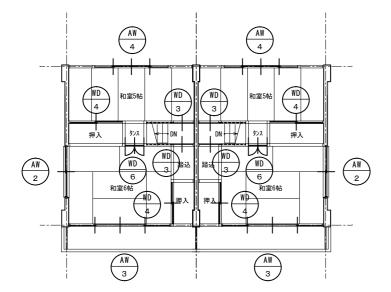


	●工事名	●図面番号	(有) 開建築設計事務所	
徳島県企業局	R 2 企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事	B-009	一級建築士 第90951号 開 寛 徳島市大松町榎原外48-2	
	●図面名	●縮尺	一 徳島市大松町稷原外48-2 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933	
	展開図 1	Non		

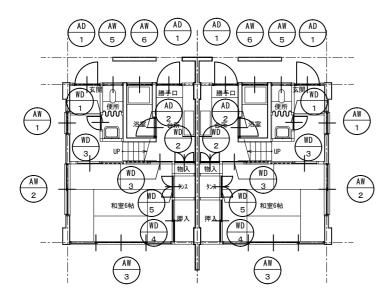


	●工事名	●図面番号	(有)開建築設計事務所
1			(1) がた木は日子がが
徳島県企業局	R 2 企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事	B-010	一級建業工 男9095 芳 開 見
			徳島市大松町榎原外48-2
1	●図面名	■ 縮尺	TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933
4		- 11H7 1	TEL 088-009-2700 FAX 088-0092933
1	■ 展開図2	Non	
I		I	1





2階平面図 1/100



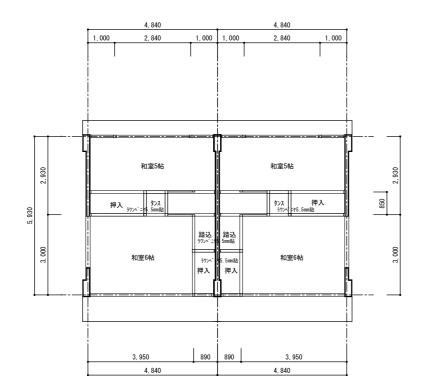
1 階平面図 1/100

■建具リスト 1/100

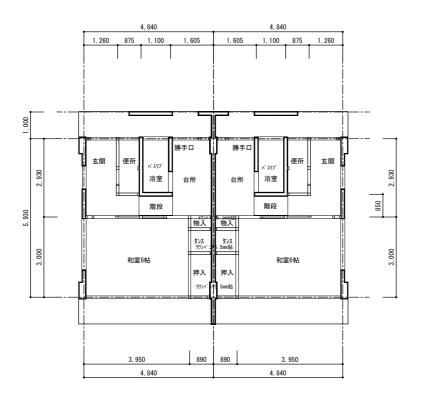
■建具リスト 1/100					
記号 形式	AW 7ルミ小窓	AW 引達アルミサッシ	AW 4枚引達アルミサッシ	AW 4枚引達アルミサッシ	AW 7ルミ引違窓
数量	1 玄関 4(2)	2 和室6帖 8(4)	3 和室6帖 8(4)	4 和室5帖 4(2)	5 玄関 4(2)
姿図	800	1, 900	3.740	2,740	8
見込	100	100	100	100	100
材種・仕上	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ
硝子	型 ガラス t -4	型 ガラス t -4	透明ガラス t -3	透明ガラス t -3	型ガラス t -4
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考		雨戸	雨戸	雨戸	
記号 形式	AW 7ルミル-ハ°-窓	AD 7ルミ開きド7	(AD) 7ルミ開きト*7	AD 7ルミ引違戸	WD 木製フラッシュドア
数量	6 玄関 4(2)	1 玄関 4(2)	2 浴室 4(2)	(10	1 便所 4(2)
姿 図	900	980	700	00.	88 550
見込	アルミ	100	100	100	40
材種・仕上	型 ガラス t -4	アルミ	アルミ	アルミ	木製フラッシュ
硝子	付属金物一式	型ガラス t -4	型ガラス t -4	型 カ ゚ ラス t −4	
金物		付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考					
記号 形式	ND 木製フラッシュドア	WD 片引き襖戸	WD 引違襖戸	WD 両開き襖戸	WD両開き襖戸
数量	2 台所 4(2)	3 和室6帖 16(8)	4 和室6帖 12(6)	5 和室6帖 4(2)	6 和室6帖 4(2)
姿図	000 700	800	1,550	800	§
見込	40	40	40	40	40
材種・仕上	木製フラッシュ	襖紙	木製フラッシュ	木製フラッシュ	木製フラッシュ
硝子					
金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
備考					

※数量の()内数字は1棟あたりの数量を示す

	●工事名	●図面番号	(有) 開建築設計事務所	
徳島県企業局	R 2 企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事	B-011	一級建築士 第90951号 開 寛 徳島市大松町榎原外48-2	1
	●図面名	●縮尺	- で馬巾大松町模原外48−2 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933	1
]	建具表	1/100		

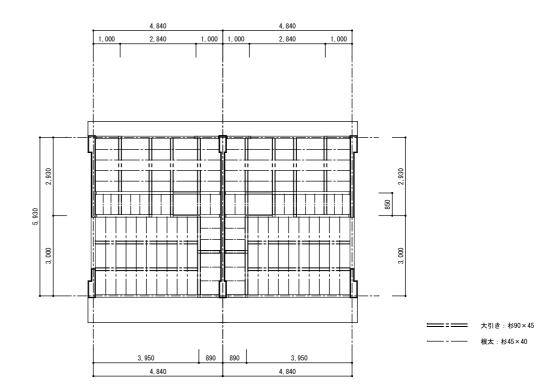


2 階天井伏図 1/100

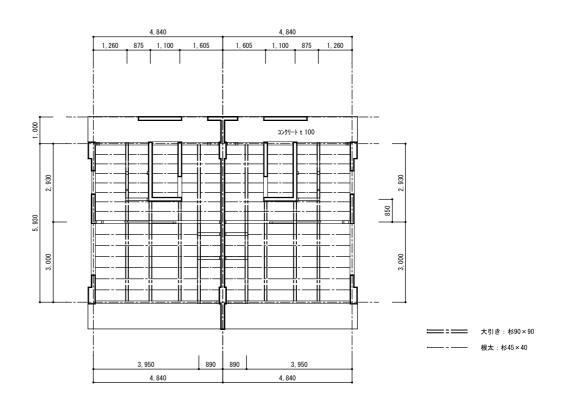


1 階天井伏図 1/100

※特記なき限り、天井仕上げはPB t-9の上、AEP塗

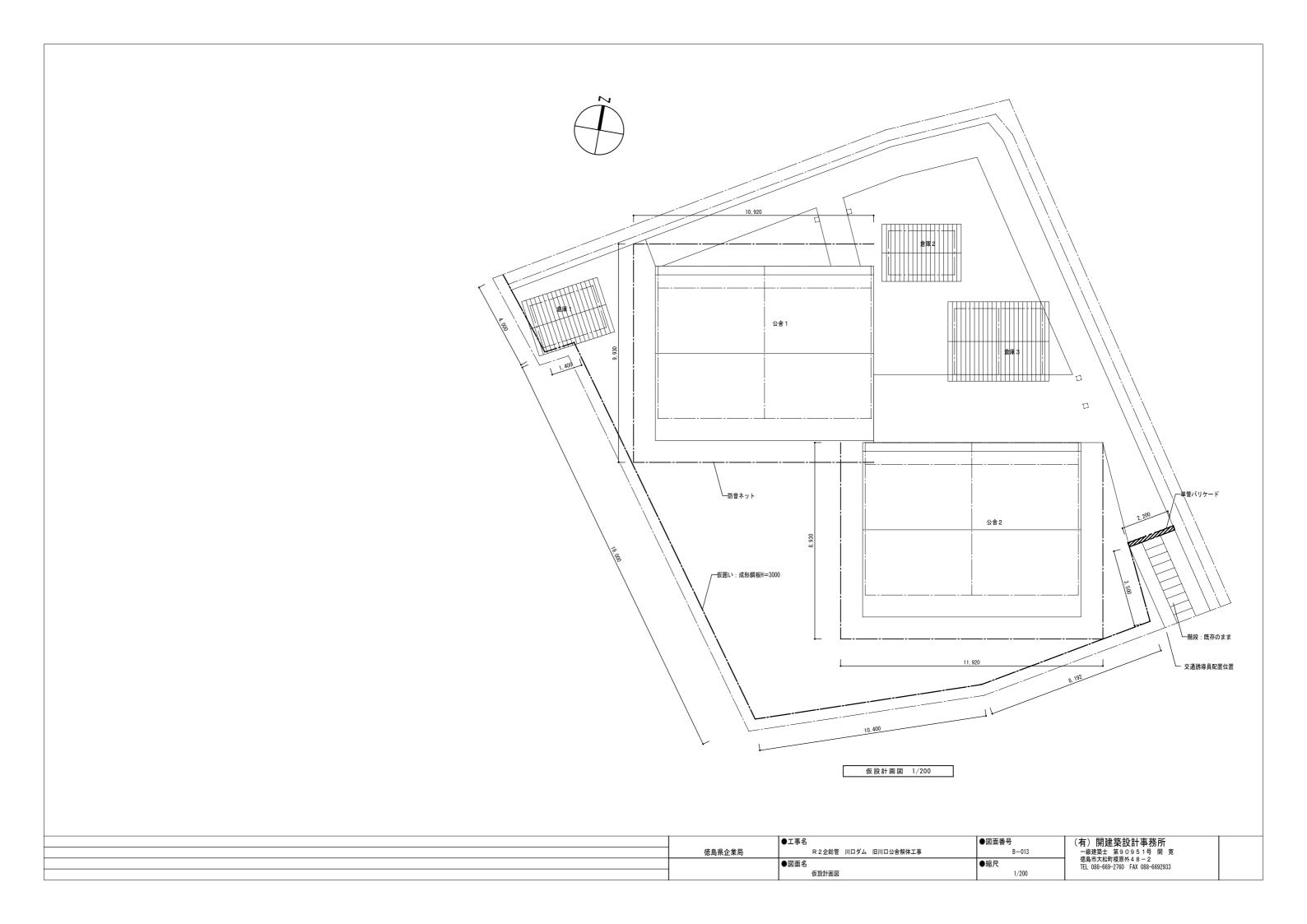


2階床伏図 1/100

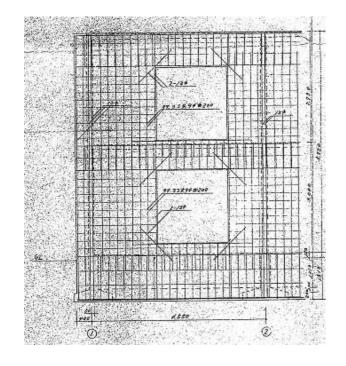


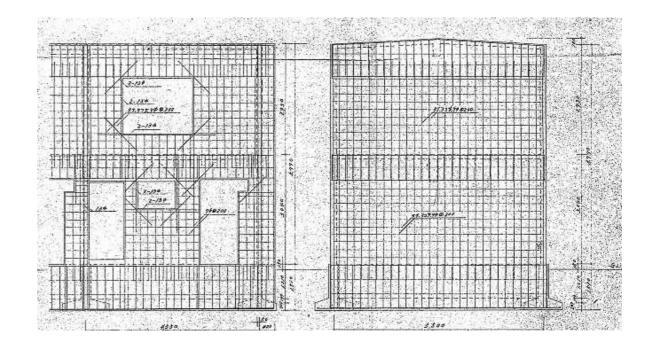
1 階床伏図 1/100

	●工事名	●図面番号	(有) 開建築設計事務所
徳島県企業局	R 2 企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事	B-012	一級建築士 第90951号 開 寛
	●図面名	●縮尺	一 徳島市大松町稷原外48-2 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933
1	伏図	1/100	

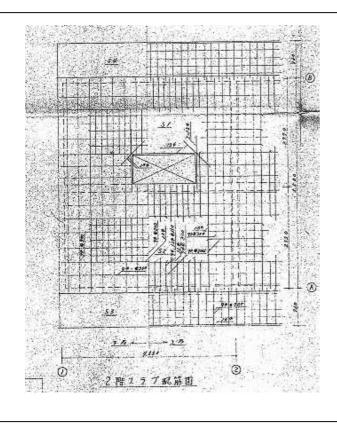


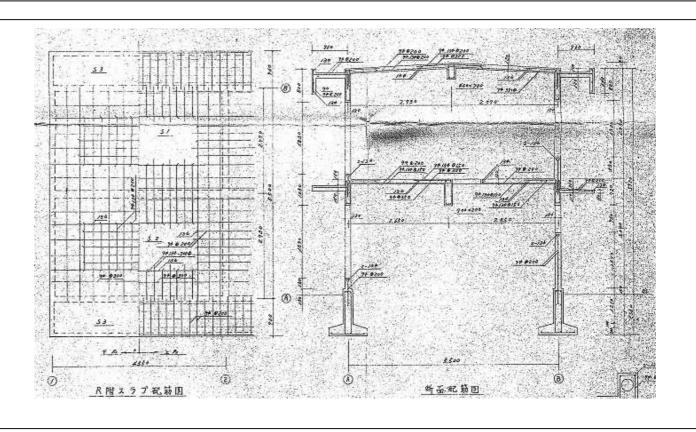




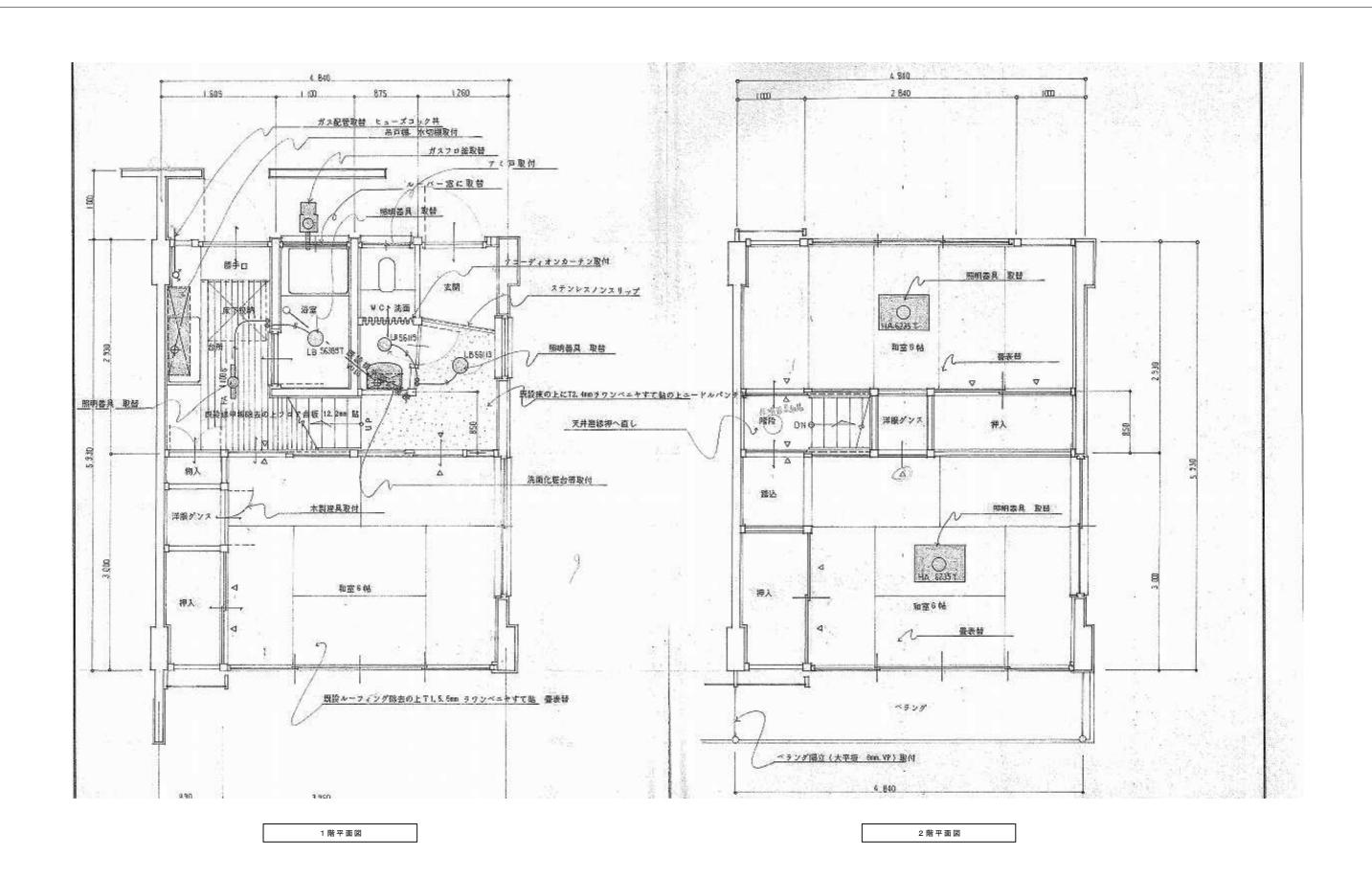


床スラブ配筋図、断面配筋図





ı		●工事名	●図面番号	(有)開建築設計事務所	
	徳島県企業局	R 2 企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事	S-001	一級建築士 第90951号 開 寛	
		●図面名	●縮尺	信島市大松町榎原外 4 8 — 2 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933	
		構造図	Non		



 ●工事名
 ●図面番号
 (有)開建築設計事務所

 R 2 企総管 川口ダム 旧川口公舎解体工事
 E-001
 一級建築士 第9 0 9 5 1 号 開 寛 信島市大松町榎原外 4 8 - 2

 信島県企業局
 ●超瓦名
 ●縮尺
 TEL 088-669-2760 FAX 088-6692933